



広報 のぼりべつ



登別地区的良い子が安全パレード

10月号

No. 120

交通安全パレードで 事故防止を呼びかけ

町内より交通事故をなくそうと登別地区の子ども会が、交通安全啓発パレードをおこないました。

9月28日午前10時、登別保育所前には、色とりどりの三角帽子をかぶり、『交通事故をなくして明るい街をつくりましょう。』と書いたプラカードやタスキをつけた子ども会の良い子やその父兄約250名が集り、日大高校と地元中学校のプラスバンドを先頭に市中パレードがおこなわれました。

とくにこの日は、日頃子どもが感じていること（安全運転や正しい歩行など）を標語にしてプラカードに書き、街頭に並んだ住民に、交通安全の啓発を呼びかけました。

ごみ捨て場の移設

社会委員会報告を了承

第三回定例議會

第三回定例議会は、九月二十五日、二十六日の両日開かれ、一般会計補正など十五議案をはじめ報告意見、協議案が原案とおり可決、了承ましたが、このうち四十三年度水道事業会計決算の認定と教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例、職員の退職手当の支給に関する条例については、今後なお慎重な審議が必要なため総務委員会に附託して継続審議することになりました。

地路線防護柵設置費一、一二〇千円
円、海草類開発事業補助金一、一〇〇千円
〇千円、町営登別温泉スキー場造
成費一、六〇〇千円、カルルス路
線改良工事費二、一〇六〇千円、排
水路新設工事（来馬西、東地区、
富浦地区、鶯別鉄道添、登別地区、
上鶯別地区、鉄南第四工区ほか）
三〇、一〇〇〇千円、消防ポンプ自
動車購入費二、八〇〇千円、防火水
槽安全対策工事費五〇〇千円、
各学校危険個所改修費および放送
施設費一、〇五〇千円。

社會委員會結果報告

第二回定例議会で附託となつて
いたじん芥処理について、東条委
員長より報告あり、焼却炉建設は
財政などを考慮して、四十六年度
以降に検討し、また焼却炉建設ま
でのごみ捨て場は、町の発展によ
り環境衛生上適当な個所でなくな
つたので、早急に他の場所に変更
されたいとの報告があつて、議会
で承認しました。

一般会計 五三、五三、四千円追加

十一月中に完成する富浜児童館条例

公平委員会委員の選任
十月二十五日任期満了となる中
林豊次委員が、再び選任すること
に同意しました。

十月十日をもって任期満了となつた収入役に、再び八十嶋武雄氏を選任することに同意しました。

水道事業会計補正

収入支出三二一千円を追加し、
それぞれ一億〇六、四七三千円と
なりました。

使 用 料 金

| 室名 | 面積 | 区分 | 時間区分 | | | |
|-----|--------------------|-----|-------|--------|--------|--------|
| | | | 9~12時 | 13~17時 | 18~22時 | 9~22時 |
| 1号室 | 82.1m ² | 使用料 | 500円 | 600円 | 650円 | 1,600円 |
| | | 暖房料 | 150円 | 200円 | 200円 | 500円 |
| 2号室 | 20.0m ² | 使用料 | 200円 | 300円 | 400円 | 800円 |
| | | 暖房料 | 100円 | 150円 | 150円 | 300円 |

一般質

その他町長が必要と認めたものも使用できますが、使用料は次の表のとおりです。

登別温泉に駐車場新設

工事請負契約を締結

工事請負契約を締結
次の工事請負契約の締結が議会
で可決されました。

◇登別小学校増築工事
請負金額 三千八百七十八万円
竣 工 四十四年十二月二十日

請負金額 四千百七十六万八千円

問

はならないので、建設についても充分検討したい。敬老年金の引き上げは、ことしからはじめた制度だけに、まだ考えていない

問 北方領土返還問題に対する基本的態度を示せ。

ので、返還運動は充分必要であり、幅広い国民運動として、胆振支庁の運動趣旨に協力して進

扶桑の選舉趣旨に一致
めていきたい。

答　老人福祉の目標は、①老人の精神福祉（即老年金の支給ある示せ。

精神的富在（敬老年金の支給あり）
いは、集団化するため幌別に諏和園をつくっている。今後も各地にこのような老人クラブを建

設したい。(2)老人の肉体福祉(ホームヘルパーや保健婦を増し血液と脳の検査を実施するな

ど巡回健康診断を実施したい。
③老人の経済福祉（総合的に老人の福祉年金を強化して、経済

を図りにい。以上の三つを柱として、人の福祉向上に努力したい。

町の機構改革と人事異動

経済部を新設

広報のぼりべつ

町では、機構改革と一緒に伴う人事異動を、去る十月一日おこないました。

この機構改革で、部では開発部を建設部と経済部に分け、いままでの四部を五部に、課だけは、社会福祉課と土木課の二課を増設し、また教育委員会次長制を廃止して総務課と社会教育課にして十六課一室になりました。

異動後の係長以上の職員は次のとおりです。(一) 内は旧職名、または旧職名のないものは、異動のない職員です。

昭和44年10月号

民生部

住民課長 窓口係長 佐々木勇司(住民係長)、住民係長 萩原礼二(商工係長)、交通安全係長 上原登志雄(土木係)、国民健康保険係長 阿部憲、国民年金係長 久保光国、

部に属さないもの

会計室長(収入役事務取扱)、審査係長 阿部道夫、出納係長 小野仁(庶務係長)、行政経営近代化推進本部企画担当主任 伊達裕、マシンシ

水道部

水道部長 水道課長(助役兼務)、水道課長 野村仁司(管理課長)、業務係長 岡田竜登(計画係長)、西直輔、予防係長 山下賢三

総務部

総務部長 中浜元三郎(開発部長)、庶務課長 工藤英二(管理課総務係長)、庶務係長 三好文彬(理財係長)、文書係長 大島林造(交通安全部長)、職員係長 石田信(観光係長)、企画課長 秋本景(企画係長)、企画係長 岩倉正明(調査広報係長)、調査広報係長 小林剛(調査広報係長)、財政課長 佐藤作太郎(都市計画課長)、理財係長 菊地征、用度係長 島村周治、税務課長 伊藤元二郎、税務係長 王手信行、資産税係長 山地正美(職員係長)、収納係長 千葉勲

経済部

経済部長 大曾繁(民生部長)、農業部長 小川三昭(土地改良係)、水産係長 伊奈耕三(農林係)、土地改良係長 政田政雄、観光商工課長 倉西力(企画調査課長)、観光係長 前田要三郎(庶務係長)、商工労政係長 片山金治(国民年金係)

農業委員会

農業委員会事務局長 藤田勝美

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局長 藤田勝美

議会

議会事務局長 大西直市(庶務課長)、庶務係長 猪股隆士(生活相談員)、議事係長 志賀征夫(議会事務局職員)

教育委員会

教育委員会事務局長 藤田勝美

消防本部

消防本部長 小野寺勇(消防署長)兼消防次長 片岡義市(会計課長)、総務係長 中田幹雄、消防係長 小山下賢三

水道部

水道部長 水道課長(助役兼務)、水道課長 野村仁司(管理課長)、業務係長 岡田竜登(計画係長)、西直輔、予防係長 山下賢三

就任のあいさつ



就任した柳沼高杉氏

山下文雄



就任した山下文雄氏

教育長さんの足元にもおよびませんが、いまここに二世紀をふみ、躍進を続ける当町の教育の振興と行政の問題解決に、若さと熱意と努力でもってみなさんのご推挙にお答えしたいと考えています。いたらない点もあるうか存じますが、今後とも町民のみなさんの深いご指導ご支援を心からお願いして、あいさつにかえさせていただきま

教育長退任のあいさつ——柳沼高杉

その点、このたび感覚も鋭く、

教員生活の経験もあって、実に申し分のない山下新教育長さんをお迎え頂きまして、安心して職を退くことができますことは、大変ありがたく感謝いたします。

今後は、山積された教育行政面あるいは市政施行で、ますます発展する登別町のため、過去に

満足する仕事もできず今日まで申しあげなく深くお詫びいたしました。といったわけで、町民のみなさんに申しあげなく深くお詫びいたしました。

おいてわたしにお寄せいただきました数々のご厚情、それ以上ものを新教育長さんに

お与え下さいますようお願いします。長い間、お世話にな

り誠にありがとうございました。

このたび町長さんのご推せんにより、議会の同意をいただき、光栄の限りであり心から感激しております。

もともと私は若輩であり柳沼前教育長さんの足元にもおよびませんが、いまここに二世紀をふみ、躍進を続ける当町の教育の振興と行政の問題解決に、若さと熱意と努力でもってみなさんのご推挙にお

答えたいと考えています。

いたらない点もあるうか存

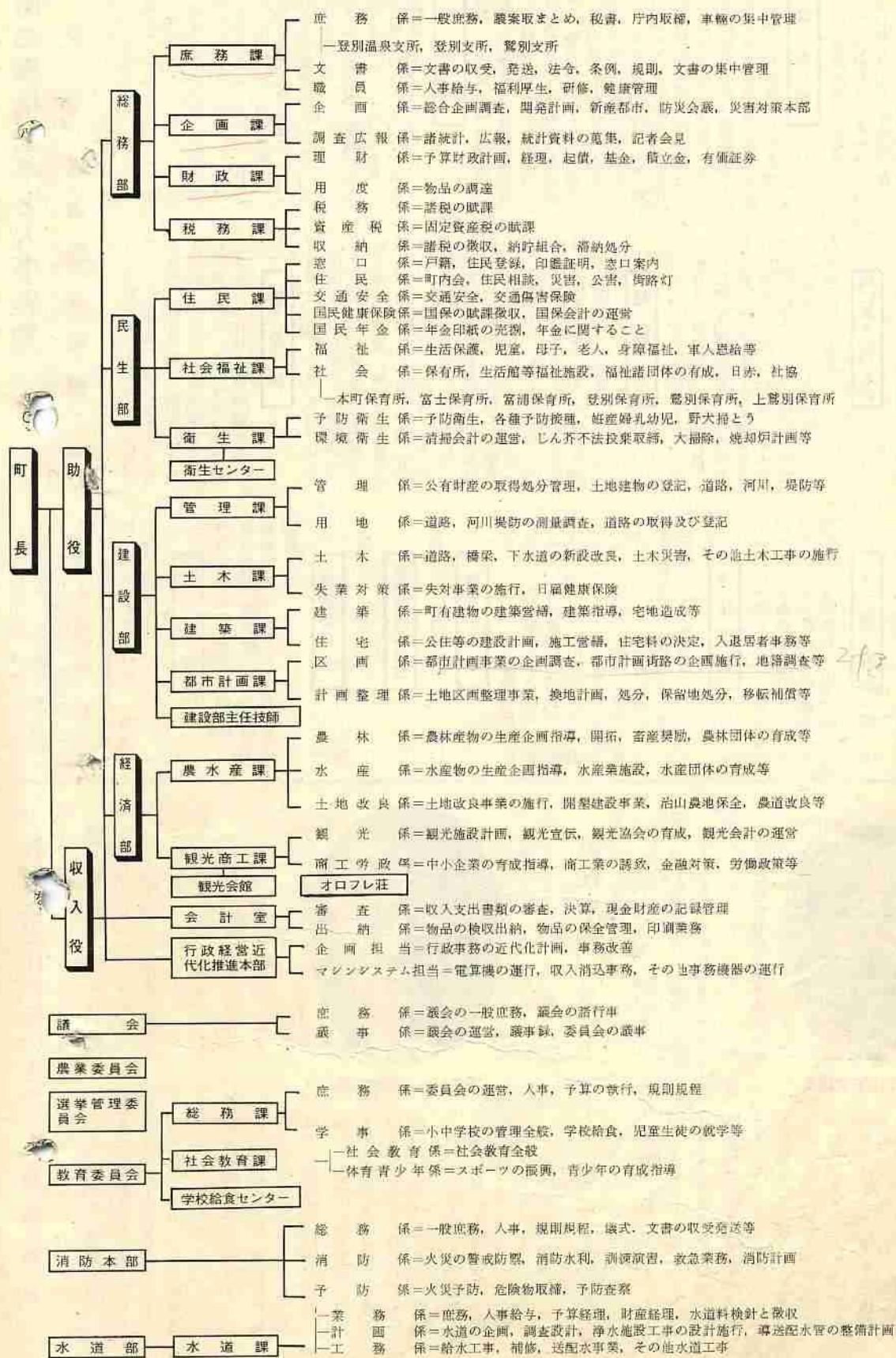
じますが、今後とも町民のみ

なさんの深いご指導ご支援を

心からお願いして、あいさつにかえさせていただきま

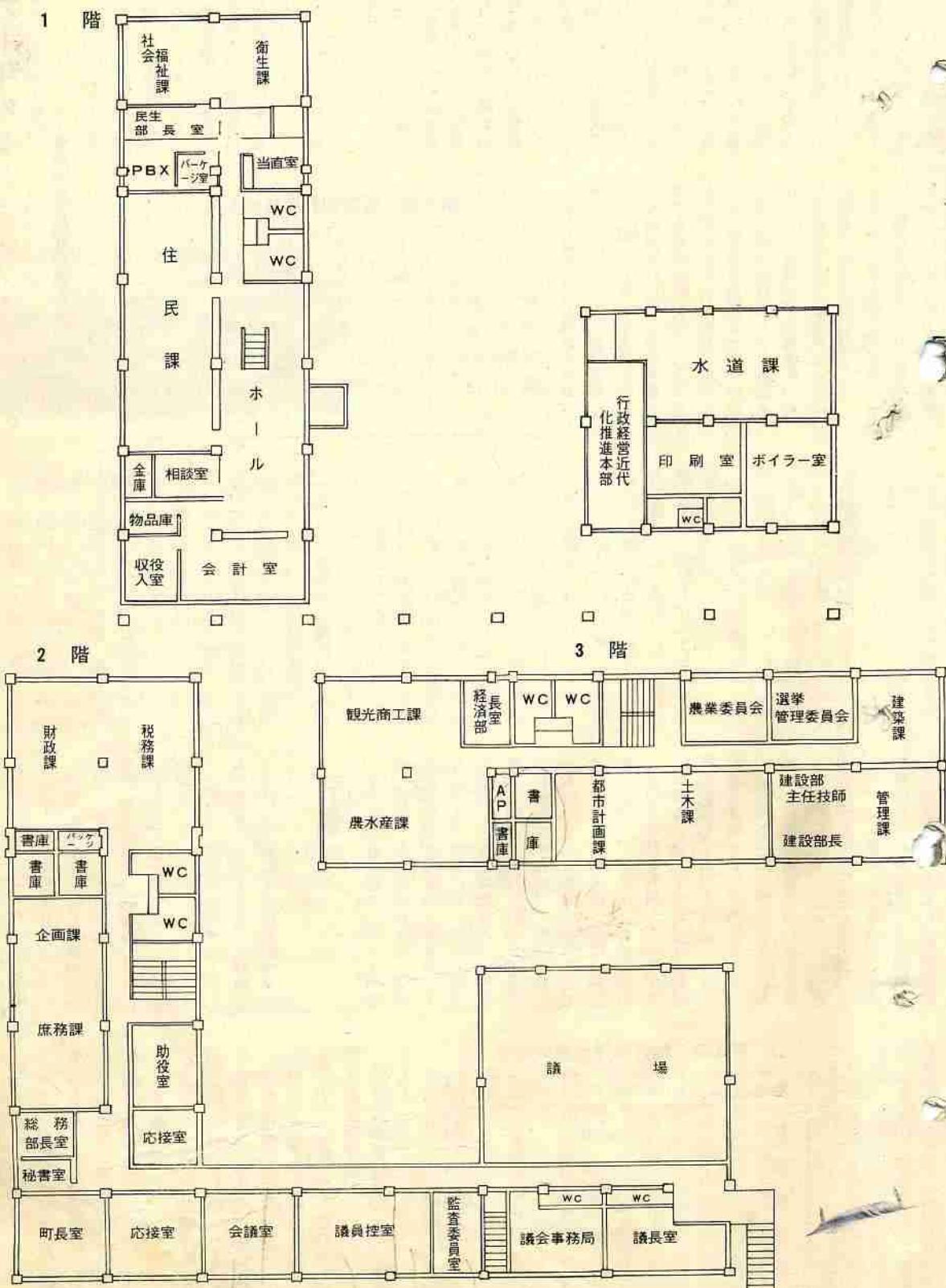
す。

町の機構と職務



役場庁内の配置

このたびの機構改革により、役場庁内の配置が次のとおりとなりました。なお、教育委員会は、中央公民館1階にうつりました。



昭和六十年のビジョン

先月号は、運輸通信省の道路
鉄道、通信施設の将来方向と諸施
策についてお知らせしましたが、
今月は、供給処理施設の「上水道」
「電力」「下水道」の将来計画が
どうなっているかをお知らせしま
す。

卷之三

当地人口は、六二、〇〇〇人と推計され、上水道の整備は、この市街地人口を対象とするほか、当町発展の基幹となる工業振興、観光動向とも考え合わせて総合的な整備拡充をおこなう必要がある。

一般に給水普及率は、十年後に五〇～七〇%、二十年後に七〇～九〇%と想定するのが普通であるが、当町においては、すでに八〇%強の普及率があることから目標年次（昭和六十年）における市街地人口六二、〇〇〇人に対しては、一〇〇%、総人口に対しては約九五%の給水普及率を見込む。

計画給水人口は、第一表通り合計で六九、三〇〇人となる。また登別温泉地区に対する観光入込客数は、計画人口には含めず、一

第1表 地区別計画給水人口

| 区 分 | 将 来 人 口 | | 計画給水人口 |
|---------|---------|---------|---------|
| | 地区総人口 | 市街地人口 | |
| 幌 別 地 区 | 36,500人 | 31,000人 | 34,700人 |
| 登 別 地 区 | 9,500 | 8,100 | 9,000 |
| 登別温泉地区 | 5,100 | 4,300 | 4,800 |
| 鷺 別 地 区 | 21,900 | 18,600 | 20,800 |
| 計 | 73,000 | 62,000 | 69,300 |

登別町総合開発計画から

(昭和六〇年)における比率は、現況と大差ないものとみて、登別

設備の近代化、住民生活の質的向上などに伴なって、ますます増大することが予想される。

八少、登別温泉地区は四・二少となる。

④ 計画給水量の算出

吉田糸水人「さて、一人一日量
大給水量から地区別の計画給水量
は、鶴別地区五、二〇〇メ、幌別
地区八、六七五メ、登別地区三、

も重要であり、下水路、電話線とともに共同溝による設置を促進する。

程度に排出されるので、一人一日最大汚水量は、登別温泉地区八〇〇人、その他の地区二五〇人となり、さらにピークどきの時間最大汚水

11

下水道は運営者市は不可欠のものであり、その整備程度は、都市化の度合いを評価する基準ともなりうる。将来において、各種通信機能、送配電機能などの地下埋設化も促進され、これらと総合的な計画をすすめることが望まれる。

| 水量の算定 | です。 |
|-------|---------------------|
| 量 | 時間最大汚水量 |
| /日 | m ³ /sec |
| 00 | 0.08 |
| 50 | 0.14 |
| 25 | 0.04 |
| 40 | 0.06 |
| 55 | 0.32 |

電
力

(5) 給水系統
給水系統は、幌別上水道、登別温泉上水道、鶯別簡易水道の三水系を連結した一系統とし、主要道路に埋設した配水管により各戸に給水する。
また、室蘭市上水道系統から分水される約二〇、〇〇〇t/日分に対しては、浄水で分水されるので、浄水場の必要はないが、配水池の設置が必要である。

雨水流出量の算定
②雨水流出量の算定は、既設都市下水路、道路側溝を整備充てし、雨水は、道路側溝から都市下水路を利用して排水する。
①排水区域および計画対象人口
集水面積、各市街地ごとに排水区域を設定し、市街地人口を対象とする。

| 第2表 地地区別汚水量 | |
|-------------|------------------------------|
| 地区名 | 1日最大汚水量 m ³ /日 |
| 鶴別 | 4,650 |
| 幌別 | 7,750 |
| 登別 | 2,025 |
| 登別温泉 | 3,440 |
| 計 | 17,865 |

本町の将来の電力需要は、人口の増加、産業構造の高度化、施設

②雨水流出量の算定
集水面積、各市街地ごとに排水区域を設定し、市街地人口を対象とする。

| 地区 | 鶴 | 幌 | 登 | 登別溫 | 計 |
|----------|----------------|---|---|-----|---|
| (4) 排水経路 | 雨水は都市下水路を経て、所定 | | | | |

プロパンガスを

安全に使いましょう

最近、プロパンガスの爆発事故が多発しております。そのほとんどは取扱いの不注意により起きます。

このプロパンガスは、正しくは液化石油ガス（LPG）といい常温で、約六～七倍の圧力をかけます。

すると液体に変る性質があります。この液体に変ったガスを容器（ボンベ）につめて販売していま

すが、ボンベの中の液体ガスは、ボンベの弁を開くと液体の表面からガス体に変り、圧力が非常に高

いので、圧力調整器を通して圧力を下げ、燃焼器（ガスコンロ）など

で使用する仕組になっております。

プロパンガスは、空気より重く熱量（カロリー）が非常に高いため、漏れたガスに引火し、爆発的

に燃焼して火傷を負うことがあります。

また、ガス自体に毒性はありませんが、燃焼するのに空気が不足して火が消えたり、不完全燃焼によつて一酸化炭素中毒になつた例

があります。

①つねに臭いなどでガスもれに注
意すること。

お知らせ

予防接種

種痘、ジフテリア、生ワクチンの予防接種を次の日程で行います。

該当者は次のかたがたですので、もれなく接種して下さい。

該当者および料金

◇種痘一生後2ヶ月以上の未接種者、小中学校への入学者（30円）

◇ジフテリア一小中学校への入学者（30円）

◇生ワクチン一胎生後3ヶ月から18ヶ月に至る期間の者、（イ）が終了後6週間以上経過した者

日程

| 場所 | 月日 | | 時間 |
|---------------------|------------------|------------------|----------------------------|
| | 生ワクチ | 種痘、ジフテリア | |
| ひまわり園 鶴別公民館 | 11月11日 ク | 11月25日 ク | 13.00～13.30 14.00～15.00 |
| 幌別生活館 | 11月12日 11月18日 | 11月28日 12月2日 | 13.00～14.30 |
| 堀尾医院 登民会 温泉支所 | 11月14日 11月13日 | 11月26日 11月27日 | 13.00～15.00 14.30～15.00 |
| | | | 14.30～15.00 |

郵便番号全国版を無料配布

このたび郵政省では、44年度版郵便番号全国版を各家庭に無料で配布することになりました。

配布は、10月中旬完了するよう町内の郵便局で行なっていますが、配布もれのご家庭や会社官公庁において不足のときは、郵便局に申し出願います。また、町内の郵便局にも備え付けでありますので、おいでときにはご自由にお持ち下さい。

なお、郵便番号記入にご協力くださいますようお願いします。

町の入口

9月末現在

| | | |
|-------------|----------|--------|
| 総人口 | 45,001人 | (195増) |
| 男 | 22,810人 | (98増) |
| 女 | 22,191人 | (97増) |
| 世帯数 | 12,129世帯 | (70増) |
| ()内は先月との増減 | | |

心配ごと相所談を

ご利用ください

毎月1日 登民会館
10日 堀別生活館
20日 鶴別公民館

午後1時

11月の納税

◎町道民税（3期分）

◎国民健康保険税（3期分）

◎個人事業税（2期分）

11月17日から12月1日までです。忘れず納期内に納めましょう。



パレードで献血を呼びかけ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。

⑥プロパンガスが燃えるには空気十分に聞くこと。

⑦締め切った室でストーブなどを使用する時は、時々換気すること

⑧使用後は器具のコックだけではなく、中間コックも締めること。

⑨ガスもれの点検は、火氣を遠ざ

け、石けん水で行うこと。
ガスもれ時の三原則

・ただちに火気を遠ざける。

元栓、コックを全部締める。・販

売店に連絡する。

容器の取替え、器具の修理は、

販売店で責任をもつてもらうこと

②ボンベ（一〇㍑以上のもの）は戸外の直射日光のあたらないところにおき、倒れないようになります。

③調整器や安全弁には、絶対に手をふれないこと。

④必ず金属配管にし、ゴムホースは屋外〇・三㍍以下、屋内二٫㍍以下にとめること。

⑤ゴムホースは良質のものを使い両端はしつかり差しこみ、必ずホースバンドで締めること。